令和２年●月●日

別紙６

居住者 各位

　　　　　　　　管理組合

**当マンションにおける新型コロナウイルス感染症対策について**

　居住者の皆さまには、平素より、当マンションの管理運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は無症状の患者からの感染も多くみられ、いつ・どこで・誰が感染してもおかしくない状況となっております。そこで、共同住宅であるマンションにおける対策としては、日頃から、各居住者による感染予防策の徹底、管理組合による共用部分の清掃・消毒、共有部分における行動に関する注意喚起等が重要であります。

　居住者の皆さまにおかれましては、下記の点にご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

１　【「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）】の実践をお心がけください。

２　共用部分においては次のことにご配慮ください。

（１）他の人と十分な距離を取ること

（２）マスクをつけること

（３）エレベーターの中では会話を慎むこと

３　感染の疑いが生じた場合には、次のようにご対応ください。

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者相談センター）」へすぐに相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能）

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が４日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様である。）

**千代田区新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者相談センター）**

◎月曜日～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分

千代田保健所健康推進課

電話番号：03-5211-8175、ファクス：03-5211-8192

メールアドレス：kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp

　◎上記以外

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター

電話番号：03-5320-4592

４　感染していることが明らかになった場合には、速やかに次の担当理事（理事長）へご報告ください。

**報告先**

担当理事（理事長）　〇〇　〇〇　　電話　〇〇〇〇－〇〇〇〇

※マンション共用部分の消毒は管理組合が行い、感染された居住者とその濃厚接触者への対応、当該居室消毒への助言は、千代田保健所が行います。